

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定によつて、次のとおり  
 特定非営利活動法人認証申請があつた。

平成十九年十一月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活 動法人の名称	の代 表者 氏名	の主たる事務 所の所在地	定款に記載された目的	申請のあつた 年月日
特定非営利活 動法人シンク タンク因島	岡野 正俊	広島県尾道市因 島田熊町一三 五番地三	この法人は、地域住民に対 して、因島独自のノウハウ や地域特性を活かし、地域 活性化事業の推進、地域振 興等の事業を総合的かつ知 的観点から支援・援助に関 する事業を行い、まちづく りの推進に寄与することを 目的とする。	平成一九年 一〇月三〇日
特定非営利活 動法人因島・ 情報通信	二神 勇	広島県尾道市因 島土生町一八九 九番地二一	この法人は、地域住民に対 して、小規模メディアを活 用し、様々な身近な情報を 双方向で発信するITを 普及させるとともに、情報 化社会の中で、情報に取り 残されがちな住民の支援を 行い、少子高齢化の進む因 島の地域活性化を推進する ことを目的とする。	平成一九年 一一月三〇日
特定非営利活 動法人熊野人 材センター	南崎 信二	広島県安芸郡熊 野町三八九〇番 地	この法人は、熊野町及びそ の周辺地域において、地域 経済の活性化や福祉の推進 に関する諸事業を実施し、 もって地域社会の発展に寄 与することを目的とする。	平成一九年 一一月一日
特定非営利活 動法人広島エ コ果樹菜園	梶川 記靖	広島県広島市西 区竜王町一二番 一―二〇二号	この法人は、田畑の所有 者、果樹・野菜の栽培を希 望する者、および田畑や 段々畑、自然環境の保全を 希望する者に対して、果 樹・野菜の栽培・育成・販 売、田畑等の整備・維持・ 保全に関する事業を行い、 自然で地球や身体にやさし い生活の推進、および自然 環境や田畑・段々畑の維持 保全に寄与することを目的 とする。	平成一九年 一一月五日